

第140回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2021年3月25日（木曜日）
午前10時

開催
場所

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号
オークラ東京(旧 ホテルオークラ東京)
オークラプレステージタワー 2階
「オーチャード」

議決権行使期限

2021年3月24日（水曜日）午後5時45分まで

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第140回 定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
■ 株主総会参考書類	6

決議事項

■ 第1号議案	剰余金処分の件
■ 第2号議案	定款一部変更の件
■ 第3号議案	取締役12名選任の件
■ 第4号議案	監査役1名選任の件
■ 第5号議案	取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

添付書類

■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	52
■ 計算書類	54
■ 監査報告書	56

株式会社 クラレ

証券コード：3405



株主の皆様へ

当社第140回定時株主総会を3月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および2020年度の事業の概要につき、ご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 川原 仁

企業ステートメント

私たちの使命

私たちは、独創性の高い技術で産業の新領域を開拓し、自然環境と生活環境の向上に寄与します。
一世のため人のため、他人のやれないことをやる—

私たちの信条

理念

個人の尊重
同心協力
価値の創造

行動 原則

安全はすべての礎
顧客のニーズが基本
現場での発想が基本

私たちの誓約

私たちは、

- 安全に配慮した高品質の商品・サービスを開発、提供します。
- 社会との対話を図り、健全な関係を保ちます。
- 地球環境の保全と改善、安全と健康の確保に努めます。
- 働く仲間を敬い、その権利を尊重します。
- 自由、公正、透明な取引を実践します。
- 知的財産を尊重し、情報を適切に管理します。

証券コード 3405
2021年3月3日

株主各位

岡山県倉敷市酒津1621番地
(本社 東京都千代田区大手町1丁目1番3号)

株式会社 クラレ
代表取締役社長 川原 仁

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
なお、事前に書面またはインターネット等により議決権をご行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、**2021年3月24日（水曜日）午後5時45分まで**に議決権をご行使いただくようお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時	2021年3月25日(木曜日)午前10時
場 所	東京都港区虎ノ門2丁目10番4号 オークラ東京（旧 ホテルオークラ東京） オークラプレステージタワー2階「オーチャード」 ※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
目的事項	報告事項 1. 第140期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第140期連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役12名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

インターネットによる開示について

- 当社は、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.kuraray.co.jp/ir/stock/meeting>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
なお、上記書類は、報告事項に関する添付書類とともに会計監査人および監査役の監査対象となっております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.kuraray.co.jp/ir/stock/meeting>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

本総会における、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆様の健康・安全のため、ご理解とご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

全ての株主様へ

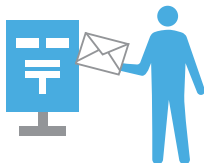
- 株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。
- 議決権の行使は、次頁に記載の書面またはインターネット等による議決権行使をご活用くださいますよう強くお願い申し上げます。
- 株主総会当日の様様につきましては、後日当社ウェブサイトにて公開する動画にてご視聴いただくことができます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況等により、株主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合には、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.kuraray.co.jp/ir/stock/meeting>) に掲載させていただきます。

ご来場される株主様へのお願い

- ご来場される株主様は、マスクをご着用のうえ、入場時の消毒等感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない場合は、会場への入場をご遠慮いただく場合がございます。
- 受付において、検温を実施させていただきます。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方には、会場への入場をご遠慮いただく場合がございます。また、総会開会後に体調がすぐれないと見受けられる方につきましては、会場スタッフがお声がけする場合やご退出をお願いする場合がございます。
- 会場内では、間隔を広げて着席いただくようご案内するため、安全な距離を保って着席いただける座席が足りなくなった場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 株主総会の議事は、新型コロナウイルス感染防止の観点から例年よりも短時間で行う予定としております。株主様からの質疑応答につきましても、株主様からのご質問数およびご質問時間を制限させていただきます場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用にてご対応いたします。その他にも必要に応じて感染予防の措置を講じておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限**2021年3月24日（水曜日）午後5時45分到着分まで**

インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合には、次頁の内容をご確認のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限**2021年3月24日（水曜日）午後5時45分まで**

株主総会当日にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する書面およびご本人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申し上げます。

株主総会日時**2021年3月25日（木曜日）午前10時**

招集にあたっての決定事項

- ① インターネット等で重複して議決権を行使された場合、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。ただし、書面とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使内容を有効といたします。
- ② 同一の議案について異なる内容で議決権を行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

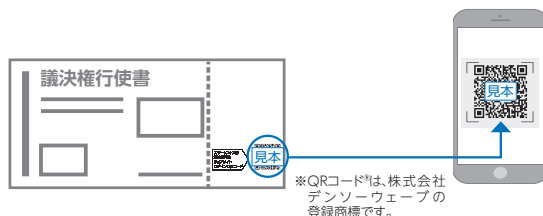
以上

インターネット等による議決権行使について

「スマート行使」による方法

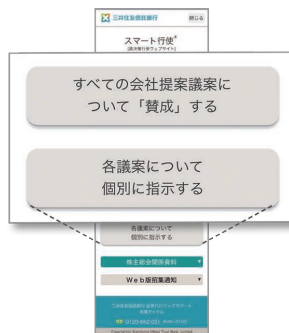
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



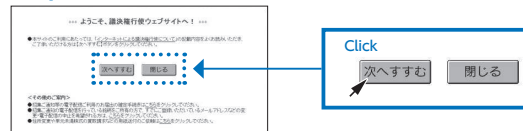
議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームを利用して議決権を行使いただくことができます。

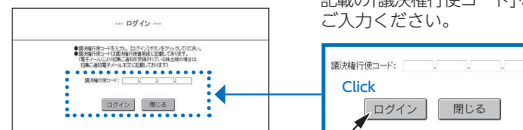
「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 議決権行使サイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする



3 パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

❗「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-652-031**
(受付時間 9:00~21:00)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加を基本方針とし、「PROUD 2020」（2018年度～2020年度）期間中においては、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向35%以上、かつ1株につき年間配当金40円以上を基本方針としています。

この方針のもと、当期の期末配当金につきまして、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

これにより中間配当金と合計した当期の配当金は1株につき40円となります。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類 ▶ 金銭
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額 ▶ 当社普通株式1株につき 金19円 ▶ 総額 6,534,543,327円
3	配当の効力発生日（支払開始日） ▶ 2021年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2条（目的）につきまして、当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、所要の変更を行うものです。
- (2) 当社は、2003年に執行役員制度を導入し、執行役員による効率的な業務執行を図ってきました。今般、当該制度が十分定着していることに鑑み、定款上も当該制度を明確にするとともに、組織の機動性を確保するため、執行役員からも社長を選定できるようにすることを目的に所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条（目的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の各製品並びにその原材料、副産品の製造、加工、売買及び輸出入	1. 次の各製品並びにその原材料、副産品の研究開発、製造、加工、売買及び輸出入
(1) 化学繊維その他各種繊維及び繊維工業品	(1) 化学繊維、人工皮革、面ファスナー、不織布その他繊維及び繊維工業品
(2) 合成樹脂、人工皮革、合成ゴム、フィルム、接着剤、無機材、複合材、塗料、染顔料、肥料、工業薬品、医薬品、医薬部外品、農薬、化粧品その他各種化学製品及びその関連製品	(2) 合成樹脂、合成ゴム、フィルム、プラスチック、複合材その他各種化学製品及びその関連製品
(3) 各種ファスナー及びその関連製品	(3) 接着剤、塗料、染顔料、肥料、工業薬品、農薬、化粧品、食品、飼料、飼料添加物その他各種化学工業製品及びその関連製品
(4) 食品、飼料及び飼料添加物	(4) 水処理用膜、排水処理装置、活性炭、その他環境改善関連製品
(5) 医療用具並びに微生物、酵素、育種及びその関連製品	(5) 歯科材料、医療材料、医療用具、医療機器、医薬品、医薬部外品、その他ヘルスケア製品
(6) （条文省略）	(6) （現行のとおり）
(7) 光ディスクその他光学式記録媒体	< 削 除 >
(8) ～ (10) （条文省略）	(7) ～ (9) （現行のとおり）

現 行 定 款	変 更 案
(11) 福祉機器及び介護用品 2. ～ 4. (条文省略) 5. ビデオソフト制作業 6. ～ 18. (条文省略) 19. 前各号に関連する一切の事業 当社は前項の諸事業に関連付帯する取引又は行為をすることができる。 第3章 株主総会 第15条 (総会の招集権者及び議長) 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第4章 取締役及び取締役会 第26条 (代表取締役) 取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。 < 新 設 > < 新 設 > 第27条 (取締役の役称) 取締役会はその決議によって、取締役の中から会長及び社長各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。	< 削 除 > 2. ～ 4. (現行のとおり) < 削 除 > 5. ～ 17. (現行のとおり) 18. 前各号に関連する一切の事業並びに関連付帯する取引又は行為 < 削 除 > 第3章 株主総会 第15条 (総会の招集権者及び議長) 株主総会は、<u>予め取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2. 当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 第4章 取締役及び取締役会 第26条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。 2. <u>取締役会はその決議によって、取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</u> 3. <u>取締役会はその決議によって、取締役の中から会長、副会長、副社長その他取締役会で定める役付取締役若干名を選定することができる。</u> 第27条 (執行役員) 取締役会はその決議によって、<u>執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u>

第3号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当	取締役 在任期間	取締役会出席状況
1	いとう まさあき 伊藤 正明	再任 取締役会長	6年9ヵ月	100% (14/14回)
2	かわはら ひとし 川原 仁	再任 代表取締役社長	2年	100% (14/14回)
3	はやせ ひろあや 早瀬 博章	再任 代表取締役・専務執行役員 ビニルアセテート樹脂カンパニー管掌 ビニルアセテートフィルムカンパニー管掌	6年	93% (13/14回)
4	さの よしまさ 佐野 義正	再任 取締役・専務執行役員 繊維カンパニー長、大阪事業所担当	5年	100% (14/14回)
5	あべ けんいち 阿部 憲一	再任 取締役・常務執行役員 イソプレレンカンパニー長	5年	100% (14/14回)
6	たが けいじ 多賀 敬治	再任 取締役・常務執行役員 経営企画室担当、CSR本部担当、管理部門担当、経営企画室長	2年	100% (14/14回)
7	マティアス グトヴァイラー	再任 取締役・常務執行役員 Kuraray Europe GmbH社長	1年	50% (5/10回)
8	たかい のぶひこ 高井 信彦	再任 取締役・常務執行役員 機能材料カンパニー長	1年	100% (10/10回)
9	はまの じゅん 浜野 潤	再任 社外 独立 取締役	5年	100% (14/14回)
10	むらた けいこ 村田 啓子	再任 社外 独立 取締役	1年	100% (10/10回)
11	たなか さとし 田中 聡	再任 社外 独立 取締役	1年	100% (10/10回)
12	いど きよと 井戸 清人	新任 社外 独立 —	—	—

候補者
番号

1

いとう まさあき
伊藤 正明

再任



略歴、地位および担当

1980年 4 月	当社入社	2014年 4 月	当社経営企画本部担当、CSR本部担当
2010年 4 月	当社化学品カンパニー メタアクリル事業部長	2014年 6 月	当社取締役・常務執行役員
2012年 6 月	当社執行役員	2015年 1 月	当社代表取締役社長
2013年 4 月	当社機能材料カンパニー 副カンパニー長	2021年 1 月	当社取締役会長（現任）
2013年 6 月	当社常務執行役員		

■ 生年月日

1957年6月23日

■ 所有する当社株式数

37,700株

■ 取締役会出席状況

100%（14回／14回）

取締役候補者とした理由

6年間にわたり当社社長として経営を牽引したことによる豊富な経験と専門知識を有することに加え、2021年1月の就任以降、会長として経営の効率性と公正性を確保するコーポレート・ガバナンス体制の向上を進めており、引き続き当社の経営への貢献が期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

かわ はら
川原 仁

再任



略歴、地位および担当

1984年 4 月	当社入社	2018年 3 月	当社常務執行役員
2014年 4 月	当社ビニルアセテートカンパニー ポパルフィルム事業部長	2019年 3 月	当社取締役・常務執行役員
2016年 1 月	当社ビニルアセテートフィルムカンパニー 副カンパニー長	2021年 1 月	当社代表取締役社長（現任）
2016年 3 月	当社執行役員		
2018年 1 月	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー長		

■ 生年月日

1962年3月12日

■ 所有する当社株式数

7,900株

■ 取締役会出席状況

100%（14回／14回）

取締役候補者とした理由

2016年に執行役員に就任した後、常務執行役員を経て、2019年には取締役に就任、グローバルなグループ経営の中核を担って業績拡大に貢献した実績と豊富な経験を有することに加え、2021年1月の就任以降、社長として強いリーダーシップを発揮し、当社の持続的で強固な成長基盤の整備および将来にわたる発展を主導しており、引き続き当社の経営への貢献が期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

はや せ ひろ あや
早瀬 博章

再任



■ 生年月日

1956年2月28日

■ 所有する当社株式数

12,100株

■ 取締役会出席状況

93% (13回／14回)

略歴、地位および担当

1980年 4 月	当社入社	2015年 3 月	当社取締役・常務執行役員
2012年 4 月	当社樹脂カンパニー ポパール樹脂事業部長	2016年 1 月	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー長
2012年 6 月	当社執行役員	2016年 3 月	当社取締役・専務執行役員
2013年 4 月	当社ビニルアセテートカンパニー ポパール樹脂事業部長、生産技術 統括本部長	2020年 3 月	当社代表取締役・専務執行役員（現任）
2014年 6 月	当社常務執行役員	2021年 1 月	当社ビニルアセテート樹脂カンパ ニー管掌（現任）
2015年 1 月	当社ビニルアセテートフィルムカ ンパニー長		当社ビニルアセテートフィルムカ ンパニー管掌（現任）

取締役候補者とした理由

生産技術分野、ビニルアセテート事業等における豊富な業務経験を有するとともに、2015年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

さ の よし まさ
佐野 義正

再任



■ 生年月日

1956年4月12日

■ 所有する当社株式数

13,100株

■ 取締役会出席状況

100% (14回／14回)

略歴、地位および担当

1980年 4 月	当社入社	2016年 3 月	当社取締役・常務執行役員
2010年 4 月	当社化学品カンパニー エラストマー事業部長	2017年 1 月	当社機能材料カンパニー 炭素材料事業部長
2012年 6 月	当社執行役員	2018年 1 月	当社機能材料カンパニー長
2014年 4 月	当社機能材料カンパニー メタアクリル事業部長	2020年 1 月	当社繊維カンパニー長（現任） 大阪事業所担当（現任）
2016年 1 月	当社機能材料カンパニー 副カンパニー長	2020年 3 月	当社取締役・専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

ビニルアセテート事業、化学品事業等における豊富な業務経験を有するとともに、2016年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

あべ けん いち
阿部 憲一

再任



略歴、地位および担当

1980年 4 月	当社入社	2016年 3 月	当社取締役・常務執行役員（現任）
2012年 4 月	当社経営企画本部長	2018年 1 月	当社インプレカンパニー
2012年 6 月	当社執行役員		エラストマー事業部長
2013年 4 月	当社新事業開発本部長		
2016年 1 月	当社インプレカンパニー長（現任）		

取締役候補者とした理由

エラストマー事業、新規事業推進等における豊富な業務経験を有するとともに、2016年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

生年月日

1956年5月3日

所有する当社株式数

32,300株

取締役会出席状況

100%（14回／14回）

候補者
番号

6

たが けい じ
多賀 敬治

再任



略歴、地位および担当

1984年 4 月	当社入社	2018年 3 月	当社常務執行役員
2014年 4 月	当社機能材料カンパニー	2018年 4 月	当社経営企画室長（現任）
	メディカル事業部長	2019年 3 月	当社取締役・常務執行役員（現任）
2017年 3 月	当社執行役員	2020年 1 月	当社管理部門担当（現任）
2018年 1 月	当社経営企画室担当（現任）		
	CSR本部担当（現任）		

取締役候補者とした理由

繊維事業、メディカル事業、経営企画等における海外勤務を含む豊富な業務経験を有するとともに、2019年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っております。また、リスク・コンプライアンス委員会の委員長を務めるなど、当社グループのリスク管理、コンプライアンス強化の観点からも、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

生年月日

1961年10月16日

所有する当社株式数

14,700株

取締役会出席状況

100%（14回／14回）

候補者
番号

7

Matthias Gutweiler

マティアス グトヴァイラー

再任



■ 生年月日

1958年3月11日

■ 所有する当社株式数
0株

■ 取締役会出席状況

50% (5回／10回)

略歴、地位および担当

1988年 3 月	Hoechst AG入社	2013年 4 月	当社ビニルアセテートカンパニー PVB事業部長
1996年 6 月	同社Mowiol工場長		
2001年12月	Kuraray Specialities Europe入社	2018年 3 月	当社常務執行役員
2009年 1 月	Kuraray Europe GmbH社長（現任）	2020年 3 月	当社取締役・常務執行役員（現任）
2009年 6 月	当社執行役員		

重要な兼職の状況

Kuraray Europe GmbH社長

取締役候補者とした理由

世界有数の総合化学企業で研究開発や工場管理に携わった実績および主要な欧州子会社の社長としての豊富な経験を有するとともに、2020年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っております。また、当社の欧州グループ会社が参加する地域コンプライアンス委員会の委員長を務めており、グローバルなリスク管理の観点からも、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

た か い の ぶ ひ こ

高井 信彦

再任



■ 生年月日

1960年5月5日

■ 所有する当社株式数
4,500株

■ 取締役会出席状況

100% (10回／10回)

略歴、地位および担当

1984年 4 月	当社入社	2019年 3 月	当社常務執行役員
2014年 4 月	当社イソプレンカンパニー ジェネスタ事業部長	2020年 1 月	当社機能材料カンパニー長（現任）
2016年 3 月	当社執行役員	2020年 3 月	当社取締役・常務執行役員（現任）
2019年 1 月	当社機能材料カンパニー 副カンパニー長、炭素材料事業部長		

取締役候補者とした理由

ビニルアセテート事業、ジェネスタ事業、炭素材料事業等における豊富な業務経験を有するとともに、2020年3月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから、取締役候補者となりました。

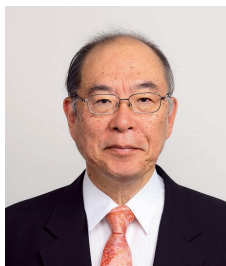
候補者
番号

9 はまの じゅん
浜野 潤

再任

社外

独立



生年月日

1951年2月27日

所有する当社株式数

3,700株

取締役会出席状況

100% (14回/14回)

略歴、地位および担当

1974年 4 月	経済企画庁入庁	2013年 4 月	株式会社電通（現 株式会社電通グループ）顧問
1999年 7 月	経済企画庁長官官房秘書課長		
2004年 7 月	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）	2015年 6 月	公益財団法人労働科学研究所（現 公益財団法人大原記念労働科学研究所）理事長（現任）
2006年 7 月	内閣府審議官		
2008年 7 月	内閣府大臣官房長	2016年 3 月	当社取締役（現任）
2009年 7 月	内閣府事務次官	2020年 4 月	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 代表理事副理事長（現任）
2012年 1 月	内閣府顧問		

重要な兼職の状況

公益財団法人大原記念労働科学研究所 理事長
公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 代表理事副理事長

社外取締役候補者とした理由

経済企画庁、内閣府における経済行政などの豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できるため、社外取締役候補者となりました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社の経営に対する確かな助言をいただけるなど、社外取締役としての職務を適切に執行できるものと考えております。なお、当社と公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構との間には特別な関係はありません。また、当社は、現在、CSR活動の一環として、公益財団法人大原記念労働科学研究所の研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っておりますが、当該会費の年間支払額は1百万円未満であり、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

候補者
番号

10

むら た けい こ
村田 啓子

再任

社外

独立



■ 生年月日

1962年2月25日

■ 所有する当社株式数

700株

■ 取締役会出席状況

100% (10回／10回)

略歴、地位および担当

1986年 4 月	経済企画庁入庁	2017年 7 月	日本生命保険相互会社 評議員 (現任)
2005年 8 月	内閣府 政策統括官付参事官 (経済 財政 - 海外分析担当)	2018年 4 月	首都大学東京 (現 東京都立大学) 大学院 経営学研究科 教授 (現任)
2006年 8 月	内閣府 日本学術会議事務局参事官 (国際担当)	2020年 3 月	当社取締役 (現任)
2008年 7 月	首都大学東京 (現 東京都立大学) 大学院 社会科学研究科 教授		
2015年 5 月	首都大学東京 (現 東京都立大学) 学長補佐		

重要な兼職の状況

東京都立大学 大学院 経営学研究科 教授

社外取締役候補者とした理由

内閣府において経済行政や日本および海外分析に携わった経験と東京都立大学大学院の教授としての高い見識をもとに、独立した立場で当社の経営および企業価値向上に資する有用な意見・提言をいただくことが期待できるため、社外取締役候補者としてしました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社の経営に対する確かな助言をいただけるなど、社外取締役としての職務を適切に執行できるものと考えております。なお、当社と東京都立大学との間には特別な関係はないため、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

候補者
番号

11

た な か さとし
田中 聡

再任

社外

独立



■ 生年月日

1958年2月27日

■ 所有する当社株式数

1,400株

■ 取締役会出席状況

100% (10回/10回)

略歴、地位および担当

1981年 4 月	三井物産株式会社入社	2017年 6 月	同社代表取締役副社長執行役員
2007年 4 月	同社経営企画部長	2019年 4 月	同社取締役
2011年 4 月	同社執行役員 コンシューマーサービス事業本部長	2019年 6 月	同社顧問（現任）
2013年 4 月	同社常務執行役員	2020年 3 月	当社取締役（現任）
2015年 4 月	同社専務執行役員 アジア・大洋州三井物産株式会社社長	2020年 6 月	積水ハウス株式会社 社外取締役 （現任）
2017年 4 月	同社副社長執行役員 CAO（チーフ・アドミニストレイ ティブ・オフィサー）、CIO（チー フ・インフォメーション・オフィ サー）、CPO（チーフ・プライバシ ー・オフィサー）	2021年 1 月	IHH Healthcare Berhad, Independent Director（現任）

重要な兼職の状況

積水ハウス株式会社 社外取締役
IHH Healthcare Berhad, Independent Director

社外取締役候補者とした理由

三井物産株式会社のコーポレートスタッフ部門担当役員や代表取締役を歴任されており、それにより培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営に有用な意見・提言をいただくことができると判断したため、社外取締役候補者となりました。なお、当社と積水ハウス株式会社およびIHH Healthcare Berhadとの間には特別な関係はないため、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

候補者
番号12 い ど き よ と
井戸 清人

新任

社外

独立



■ 生年月日

1950年10月30日

■ 所有する当社株式数

0株

略歴、地位および担当

1973年 4 月	大蔵省（現 財務省）入省	2002年 7 月	財務大臣官房審議官（国際局担当）
1980年 3 月	西ドイツ フランクフルト総領事館領事	2004年 7 月	財務省国際局長
1989年 7 月	米州開発銀行財務局次長	2006年 8 月	日本銀行理事
1998年 7 月	大臣官房参事官（副財務官）・ 審議官（国際局担当）	2011年 4 月	株式会社国際経済研究所副理事長 （現任）
1999年 6 月	外務省在アメリカ合衆国日本国大 使館公使		

重要な兼職の状況

株式会社国際経済研究所 副理事長

社外取締役候補者とした理由

財務省などにおける経済行政などの豊富な経験と外務省や専門的な研究機関における国際的な経験により培われた幅広い見識をもとに、独立した立場で当社の経営および企業価値向上に資する有用な意見・提言をいただくことができると判断したため、社外取締役候補者としてしました。同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社の経営に対する確かな助言をいただけるなど、社外取締役としての職務を適切に執行できるものと考えております。なお、当社と株式会社国際経済研究所との間には特別な関係はないため、同氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 浜野 潤、村田啓子、田中 聡、井戸清人の各氏は、社外取締役の候補者です。
- (注) 3. 責任限定契約について
- (1) 浜野 潤、村田啓子、田中 聡の各氏と当社とは会社法第423条第1項の賠償責任に関して、法定の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は同契約を継続する予定です。
 - (2) 村田啓子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - (3) 田中 聡氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (注) 4. 社外役員の在任期間について
- (1) 浜野 潤氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - (2) 村田啓子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - (3) 田中 聡氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (注) 5. 独立役員の届出について
- (1) 浜野 潤、村田啓子、田中 聡の各氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、当社は各氏を同取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。
 - (2) 井戸清人氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、同氏が社外取締役に選任された場合は、独立役員の届出を行う予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 山根幸則氏が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

うえ はら なお や
上原 直哉

新任



略歴、当社における地位

1982年 4月	当社入社	2020年 3月	当社執行役員（現任）
2013年 4月	当社経営企画本部副本部長	2021年 1月	当社社長付（現任）
2014年 6月	Kuraray America, Inc. GLS Division 副ゼネラルマネージャー		
2018年 1月	Kuraray Europe GmbH副社長		

生年月日

1959年1月15日

所有する当社株式数

500株

監査役候補者とした理由

長年にわたり当社の経営企画や海外子会社の事業管理・運営に携わった経験から、当社の経営全般に関する幅広い見識を有しており、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献することが期待できることから、監査役候補者となりました。

(注) 1. 上原直哉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 上原直哉氏が選任された場合、同氏と当社とは会社法第423条第1項の賠償責任に関して、法定の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

1. 当社は、以下の各号のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員および社外役員候補者は当社に対し十分な独立性を有するものと判断します。
 - (1) 当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」といいます。）の業務執行者
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
 - (5) 当社グループから多額の寄附を受けている者またはその業務執行者
 - (6) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者）またはその業務執行者
 - (7) 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有している者）となっている者の業務執行者
 - (8) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - (9) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (10) 過去10年間に於いて、上記（1）に該当していた者
 - (11) 過去3年間に於いて、上記（2）～（9）のいずれかに該当していた者
 - (12) 当社グループと社外役員の相互就任の関係にある者
 - (13) 上記（1）～（11）に掲げる者の近親者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとします。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月28日開催の第125回定時株主総会および2012年6月22日開催の第131回定時株主総会においてご承認いただいているとおり、金銭報酬として年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。）とし、また、これとは別枠で株式報酬型ストック・オプションとして年額90百万円以内（新株予約権の目的となる普通株式の数60千株を上限。）としております。今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對し、上記の株式報酬型ストック・オプションに代えて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします（本議案による報酬制度を以下「本制度」という。）。なお、本議案をご承認いただいた場合には、現行の株式報酬型ストック・オプションの新規付与を取りやめ、以後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行いません。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額90百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として、年60千株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合には、この総数上限は当該分割比率、割当比率または併合比率に比例して調整されるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を43頁から45頁に記載のとおり定めております。本制度の導入目的は上記に記載のとおりであり、本制度は当該方針に沿っているため、本議案および本制度の内容は相当なものであると判断しております。

第3号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は8名となります。

なお、本議案を原案どおり承認いただいた場合、当社の執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。本制度における対象取締役の金銭報酬の総額および株式の総数には、執行役員兼務取締役に對する執行役員分の金額および株式数は含まないものとします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」とい

う。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。))について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。なお、ここで「退任」とは、取締役または執行役員から退くことをいうが、取締役から退くと同時に執行役員に就任する場合、および、取締役と執行役員を兼任していた者が取締役から退くものの引き続き執行役員に在任する場合を含まないものとする。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部(ただし、本割当契約において定める一定の期間が満了する前に退任する場合には、本割当株式のうちの一部。))について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。このほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。)で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

また、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

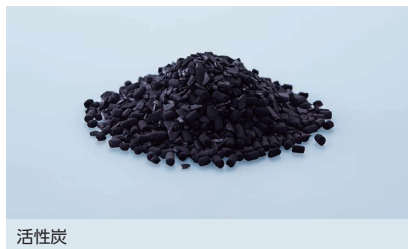
なお、対象取締役のうちに、本制度による金銭報酬債権額および割当株式数を決定する取締役会の時点で日本国非居住者に該当する者がある場合には、当該取締役に対しては本制度による金銭報酬債権の付与および株式の割当は行わないものとし、これに代わって、金銭報酬の報酬枠の範囲内で、株価連動型金銭報酬(ファントムストック)を支給する予定です。

以 上

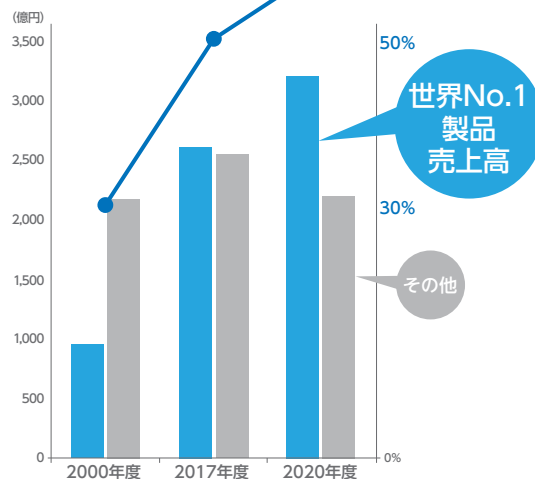
[ご参考]

“独創性の高い技術”▶世界ナンバーワン事業

■ 世界ナンバーワン（オンリーワン含む）製品 ※当社調べ



2020年
世界No.1製品
売上高比率 **59%**



1 クラレグループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

全般的状況

当期における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化や各地域における地政学的リスクの影響により世界貿易が縮小するなか、年初より新型コロナウイルス感染症が全世界に広がった結果、急速に落ち込みました。

かかる状況下、当社グループの業績においては、電気・電子用途や食品包材用途はコロナ禍においても順調に推移したものの、自動車や建築用途の需要は大きく落ち込み、年後半より緩やかに回復しましたが、通期では前年を大きく下回りました。その結果売上高は前年同期比34,009百万円（5.9%）減の541,797百万円、営業利益は9,831百万円（18.1%）減の44,341百万円、経常利益は8,530百万円（17.7%）減の39,740百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,570百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,956百万円）となりました。

なお、当期において、2018年5月に米国子会社で発生した火災事故などに関し、23,196百万円を訴訟関連損失として特別損失に計上しました。

当社グループは使命である「世のため人のため、他人（ひと）のやれないことをやる」に基づき、創立100周年となる2026年に向けて長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』を策定しました。『Kuraray Vision 2026』で掲げたありたい姿である「独自の技術に新たな要素を取り込み、持続的に成長するスペシャリティ化学企業」を目指し、社会との価値共創を図りながら、他社と一味違うスペシャリティ製品およびサービスを世界に提供する企業であり続けます。

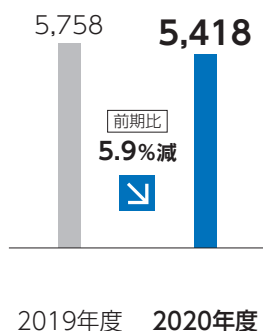
【ご参考】

(単位：億円、単位未満四捨五入)

	2019年度	2020年度	前期比（増減率）
売上高	5,758	5,418	△5.9%
営業利益	542	443	△18.1%
経常利益	483	397	△17.7%
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△20	26	—

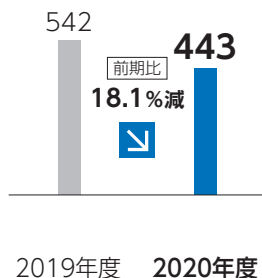
■ 売上高

(単位：億円)



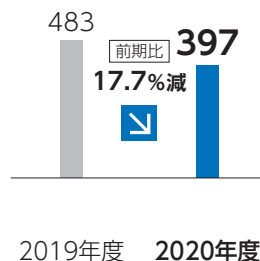
■ 営業利益

(単位：億円)



■ 経常利益

(単位：億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）

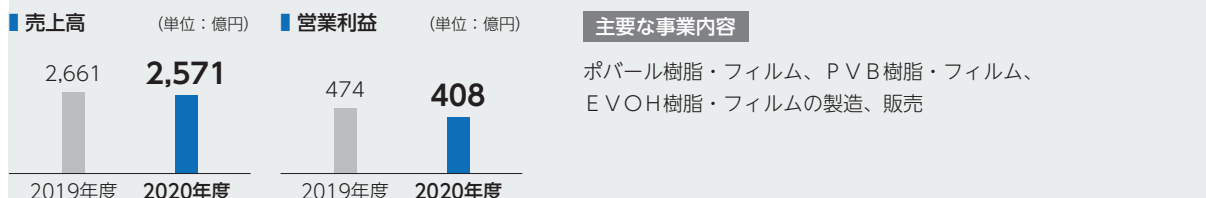
(単位：億円)



事業別の状況

事業別の状況は次のとおりです。

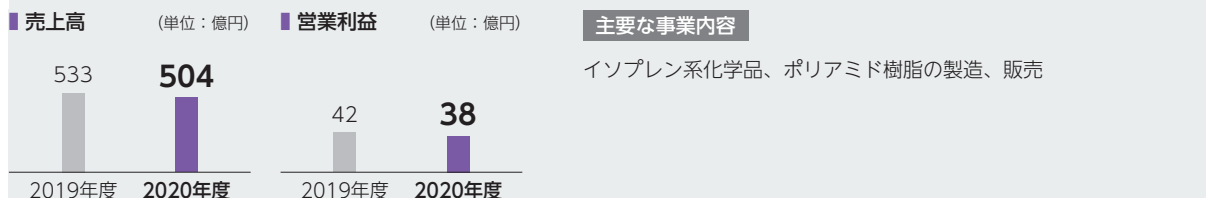
ビニルアセテート



当事業の売上高は257,114百万円（前年同期比3.4%減）、営業利益は40,779百万円（同13.9%減）となりました。

- ① ポバール樹脂は、世界的な需要の低迷により販売が減少し、それに伴う生産調整を行ったため低調となりました。光学用ポバールフィルムは、大型ディスプレイ向けを中心に需要が回復したことにより、販売量が増加しました。PVBフィルムは、建築向け、自動車向けともに需要低迷の影響を受けましたが、第3四半期以降は需要が徐々に回復しました。水溶性ポバールフィルムは、個包装洗剤向けの販売が拡大しました。
- ② EVOH樹脂<エバール>は、ガソリントank用途が低調でしたが、食品包材用途は巣ごもり消費により販売量が増加しました。

イソプレン



当事業の売上高は50,390百万円（前年同期比5.4%減）、営業利益は3,808百万円（同10.0%減）となりました。

- ① イソプレン関連は、ファインケミカル、熱可塑性エラストマー<セプトン>とともに、主に中国、アジアにおいて需要低迷の影響を受けましたが、第4四半期より回復基調となりました。
- ② 耐熱性ポリアミド樹脂<ジェネスタ>は、電気・電子デバイス向けが好調に推移しました。

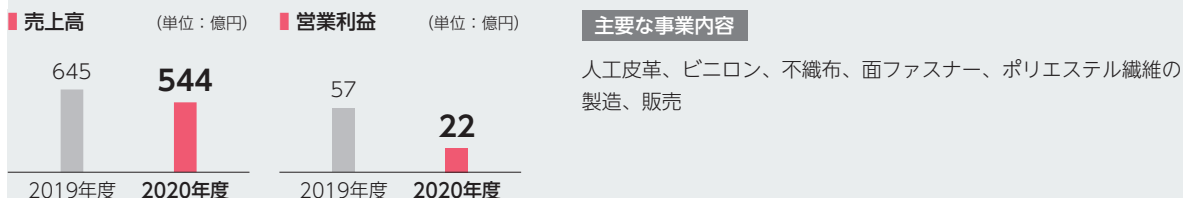
機能材料



当事業の売上高は124,980百万円（前年同期比0.8%減）、営業利益は2,994百万円（同21.9%減）となりました。

- ①メタクリルは、飛沫飛散防止用仕切板やディスプレイ向けの販売が増えましたが、事業全体では原料高と市況悪化の影響を受け低調でした。
- ②メディカルは、歯科材料において、感染蔓延に伴う歯科医の休診により、年度前半は、主に欧米で苦戦し、販売が減少しました。
- ③カルゴン・カーボン、炭素材料ともに、コロナ禍においても生活を支える製品として、水処理用途への販売を中心に堅調に推移しました。なお、高機能活性炭の需要拡大に合わせ第2四半期にCalgon Carbon社の米国既存工場における設備増強を決定しました。また、ベルギー子会社では工業用途の需要拡大に合わせ第3四半期に再生活性炭の設備増強を決定しました。

繊維



当事業の売上高は54,408百万円（前年同期比15.7%減）、営業利益は2,155百万円（同61.9%減）となりました。

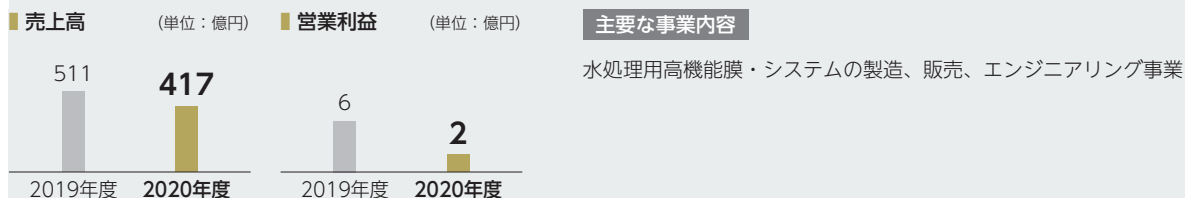
- ①人工皮革＜クラリーノ＞は、アジアのシューズ用途や欧州のラグジュアリー商品用途を中心に需要減退の影響を受け、販売量が減少しました。
- ②繊維資材は、ビニロンでセメント補強向け、ゴム資材向けともに販売量が減少しました。
- ③生活資材は、＜クラフレックス＞でマスク用途の数量は増えてきましたが、自動車用途やコスメティック用途が低迷し、販売量が減少しました。

トレーディング



繊維関連事業は、スポーツ衣料は堅調に推移しましたが、資材分野を含むその他の用途は需要低迷の影響を受けたことに加え、ポリエステル繊維の生産調整を行ったため低調に推移しました。一方、樹脂・化成品関連事業は年度後半の中国の需要回復により前年並みとなりました。その結果、売上高は124,438百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益は3,606百万円（同14.6%減）となりました。

その他



その他事業は、国内関連会社の販売が低調であったことにより、売上高は41,707百万円（前年同期比18.4%減）、営業利益は214百万円（同67.0%減）となりました。

【ご参考】事業別の売上高・営業利益

(単位：億円、単位未満四捨五入)

	売上高			営業利益		
	2019年度	2020年度	前期比 (増減率)	2019年度	2020年度	前期比 (増減率)
ビニルアセテート	2,661	2,571	△3.4%	474	408	△13.9%
イソプレン	533	504	△5.4%	42	38	△10.0%
機能材料	1,260	1,250	△0.8%	38	30	△21.9%
繊維	645	544	△15.7%	57	22	△61.9%
トレーディング	1,309	1,244	△4.9%	42	36	△14.6%
その他	511	417	△18.4%	6	2	△67.0%
消去または全社	△1,161	△1,112	—	△118	△92	—
合計	5,758	5,418	△5.9%	542	443	△18.1%

COVID-19 社会生活を支えるクラレ製品

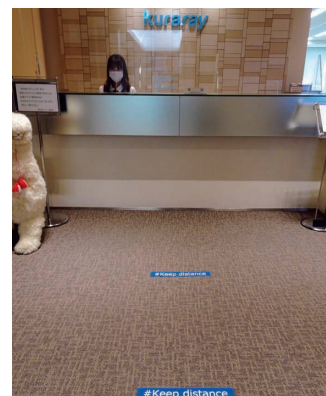
- 日常の生活、医療現場、ビジネス現場で、クラレグループ製品が感染防止対策に使用されています。



不織布フィルター、マスク



手指消毒液に含まれるイソプレングリコール



<マジックテープ>ソーシャルディスタンス



水に溶けるランドリーバッグ



アクリル板（飛沫飛散防止用仕切板）

2. 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の主なものは、次のとおりです。

①当期中に完成した主要設備

該当事項はありません。

②当期継続中の主要設備の新設、拡充

・当社

動力設備の設置（ビニルアセテート事業および繊維事業）

・Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd.およびKuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd.

化学品生産プラントの新設（イソプレン事業）

・Calgon Carbon Corporation

活性炭生産設備の増強（機能材料事業）

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき重要な事項はありません。

7. 資金調達の状況

当期の資金需要に対応するため、銀行借入および社債の発行により資金調達を行いました。

8. クラレグループが対処すべき課題

クラレグループは使命である「世のため人のため、他人（ひと）のやれないことをやる」に基づき、創立100周年となる2026年に向けて長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』を策定しました。『Kuraray Vision 2026』で掲げたありたい姿である「独自の技術に新たな要素を取り込み、持続的に成長するスペシャリティ化学企業」を目指し、社会との価値共創を図りながら、他社と一味違うスペシャリティ製品およびサービスを世界に提供する企業であり続けます。

長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』において、ありたい姿の実現に向け以下3つの基本方針を定めています。

①競争優位の追求

顧客ニーズに基づく高付加価値製品・用途の開発推進や、今後、さらに存在感が増す新興国・地域を、新たな機会創出の場として捉え、戦略的に取り組みを強化することや、ITを活用した生産・業務プロセスの革新・改善を行うことで競争力の強化を行っていきます。

②新たな事業領域の拡大

独自技術の研鑽と外部技術の取り込みによる新事業の創出やM&A・アライアンスによる新領域の獲得、技術とサービスを組み合わせたビジネスモデルの確立を行うことで事業領域を拡大していきます。

③グループ総合力強化

ビジネスの拡大に合わせたグローバル経営基盤の構築、世界の多様な優秀人材を惹きつける働きがいのある職場づくり、クラレグループのさらなる一体感の醸成を行っていくと同時に、コンプライアンス徹底の取り組みを強化していきます。



上記基本方針に基づく具体的な施策の実施を通して、コアセグメントであるビニルアセテート関連事業のさらなる強化と、それに次ぐ第2、第3の柱の確立、将来に向けた新事業の創出を行い、持続的な成長に向けた新しいポートフォリオ構築を目指しています。

- (1) 2018年にスタートした中期経営計画「PROUD 2020」期間において、世界最大の活性炭メーカーである Calgon Carbon社を買収し、さらなる事業拡大を目指して米国での活性炭設備増強を決定しました。また、イソプレンにおけるタイ新工場建設の投資を決定しました。さらに、光学用ポパールフィルムや水溶性ポパールフィルムの設備増強など、成長に向けた戦略の具体的施策についても着実に実行し、将来の安定したポートフォリオ構築への取り組みを行いました。

最終年度である2020年は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響で経済活動が停滞し、多くの産業で需要が大きく減退しました。第3四半期連結会計期間より中国や米国を中心に需要の回復が見られたものの、通期では計画を下回る結果となりました。

- (2) 新型コロナウイルス感染拡大による影響が不透明であることに鑑み、次期中期経営計画を2022年から当社の創立100周年となる2026年までの5か年計画とし、2021年は単年度経営計画とします。2021年は「PROUD 2020」で投資決定をしたイソプレンのタイ新工場建設の着実な推進や、環境ソリューション事業（活性炭事業）におけるCalgon Carbon社との統合シナジー発現の加速とともに、ビニルアセテート関連事業のより一層の拡大に注力します。また、グループ全社のデジタル戦略を進め、業務プロセス改革や迅速な事業戦略の構築を可能にするとともに、デジタル人材の育成にも注力します。このように競争優位性を強化しつつ、次期中期経営計画に繋げていく所存です。

当社は株主に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、持続的な業績向上を通じた利益配分の増加を基本方針とし、「PROUD 2020」（2018年度～2020年度）期間中においては、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向35%以上、かつ1株につき年間配当金40円以上を基本方針としていました。この方針のもと、2020年度の間配当金は1株につき21円、期末配当金は19円とさせていただき予定であり、当期の配当金は1株につき40円となります。なお、2021年度は「PROUD 2020」期間の方針を踏襲し、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向35%以上、かつ1株につき年間配当金40円以上を基本方針とします。この方針のもと、2021年度の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益300億円を前提に、中間配当20円、期末配当20円とし、年間配当40円（配当性向45.86%）とする予定です。

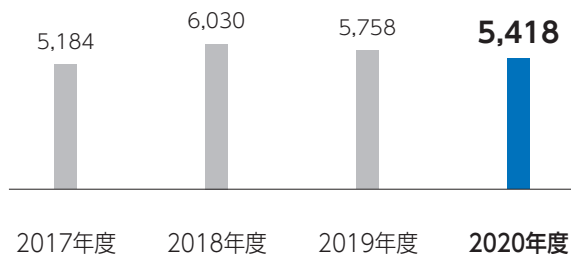
- (3) 2018年5月に米国子会社で外部委託業者の作業員に負傷を伴う火災事故が発生し、損害賠償を求める民事訴訟が提起されています。一部の原告とは和解に至りましたが、現在も訴訟は係属中です。二度とこのような事故を起こさないために、2019年より本社主導で海外主要化学プラントの安全監査を実施し、安全対策の見直し・強化を図っています。2020年は欧州の2工場、米国の2工場において安全監査を実施し、2019年に抽出した課題の改善状況の確認とともに、新たな課題の抽出を行いました。今後も新たに抽出した課題に対処するとともに、プラントにおける安全に関する設備面の強化、および管理システムやマニュアル見直し・改善、社員教育の充実などソフト面の強化を継続的に取り組んでいきます。
- (4) 当社は、過去の独占禁止法違反を受け、独占禁止法の遵守を経営の最重要課題の一つとして、再発防止に向けた諸施策に全力で取り組んできました。
- 2020年度には実効性のあるグローバルな独占禁止法遵守体制を確立するため、全世界のクラレグループ各社を対象に、関連諸規定の整備、役員および従業員に対する教育・研修、事業毎のリスクアセスメント、入札参加事業の監査等を実施しました。
- 2021年以降につきましても、クラレグループ全体として独占禁止法遵守プログラムを確実に運用し、法令遵守の徹底に取り組んでいきます。

9. 財産および損益の状況の推移

区分	2017年度 (第137期)	2018年度 (第138期)	2019年度 (第139期)	2020年度(当期) (第140期)
売上高 (百万円)	518,442	602,996	575,807	541,797
営業利益 (百万円)	76,351	65,794	54,173	44,341
経常利益 (百万円)	74,235	61,167	48,271	39,740
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	54,459	33,560	△1,956	2,570
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	154.85	96.05	△5.66	7.48
総資産 (百万円)	776,735	947,095	991,149	1,051,584
純資産 (百万円)	565,487	567,033	538,545	515,481

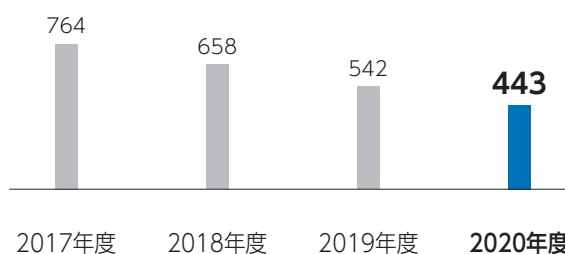
■ 売上高

(単位：億円)



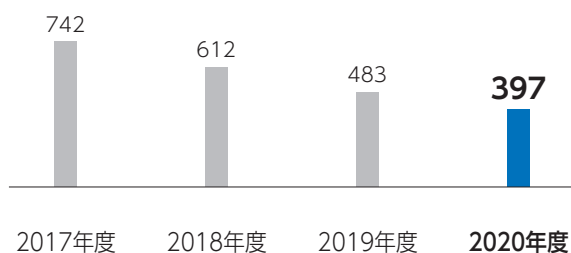
■ 営業利益

(単位：億円)



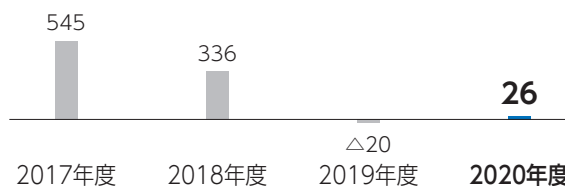
■ 経常利益

(単位：億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位：億円)



10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
クラレトレーディング株式会社	百万円 2,200	100.00	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、卸売
株式会社倉敷国際ホテル	百万円 450	92.06	宿泊施設、飲食施設の経営
クラレノリタケデンタル株式会社	百万円 300	66.70	歯科材料の製造、販売
クラレプラスチック株式会社	百万円 180	100.00	ゴム、化成品の成型品、樹脂コンパウンド、ラミネート製品の製造、販売
クラレエンジニアリング株式会社	百万円 150	100.00	各種プラントの設計、施工
クラレテクノ株式会社	百万円 100	100.00	生産付帯業務、物流サービスの受託および人材派遣・紹介業
クラレクラフレックス株式会社	百万円 100	100.00	不織布製品の製造、加工、販売
クラレファスニング株式会社	百万円 100	70.00	面ファスナーおよびその関連製品の製造、販売
Kuraray Holdings U.S.A., Inc.	千米ドル 865,031	100.00	米国子会社の持株・統括機能
Kuraray America, Inc. (注)2.	千米ドル 10,101	100.00 (100.00)	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、販売およびポリアル樹脂、PVB樹脂・フィルム、EVOH樹脂、熱可塑性エラストマーの製造、販売
MonoSol, LLC (注)3.	千米ドル 59,050	100.00 (100.00)	産業用ポリアルフィルムの製造、販売
Calgon Carbon Corporation (注)2.	千米ドル 618	100.00 (100.00)	活性炭および水処理機器の製造、販売
Kuraray Europe GmbH	千ユーロ 31,188	100.00	繊維製品、化学品の輸出入、販売およびポリアル樹脂、PVB樹脂・フィルムの製造、販売
EVAL Europe N.V. (注)4.	千ユーロ 29,747	100.00 (100.00)	EVOH樹脂の製造、販売
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.	千米ドル 29,775	100.00	ポリアル樹脂の製造、販売
可楽麗国際貿易(上海)有限公司	千米ドル 8,000	100.00	樹脂、化学品の輸入、販売
可楽麗管理(上海)有限公司	千米ドル 3,000	100.00	中国内グループ会社へのファイナンス・間接機能提供および当社グループの中国事業拡大・進出検討支援
可楽麗亜克力(張家港)有限公司	千米ドル 15,280	100.00	アクリル樹脂板の製造、販売
可楽麗香港有限公司	千香港ドル 4,650	100.00	人工皮革の販売
Kuraray Korea Ltd.	百万ウォン 2,107	100.00	PVBフィルムの製造、販売
Plantic Technologies Limited	千豪ドル 131,511	100.00	バイオマス由来<PLANTIC>フィルムの製造、販売
Kuraray Specialities (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 4,973	100.00	樹脂、化学品の輸入、販売

(注) 1. 「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有割合です。

(注) 2. Kuraray America, Inc.およびCalgon Carbon Corporationは、Kuraray Holdings U.S.A., Inc.の100%子会社です。

(注) 3. MonoSol, LLCは、Kuraray Holdings U.S.A., Inc.の100%子会社であるMonoSol Holdings, Inc.の100%子会社です。

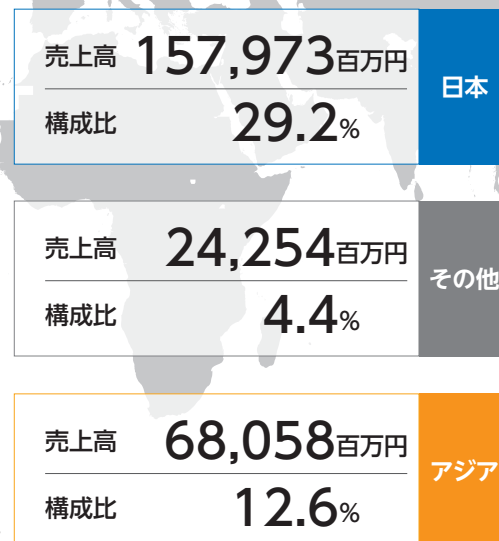
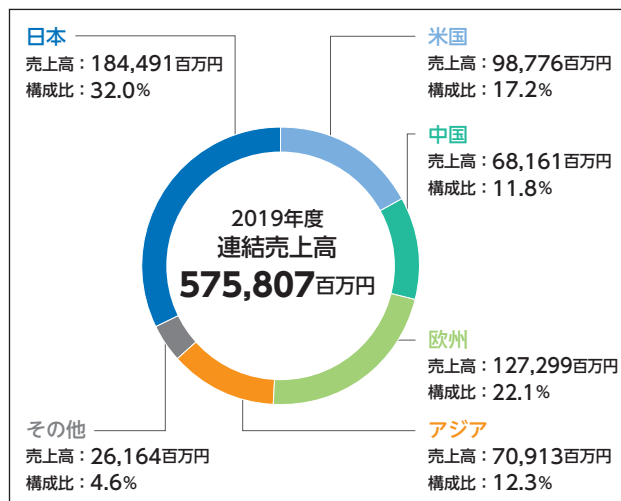
(注) 4. EVAL Europe N.V.は、Kuraray Europe GmbHの100%子会社です。

11. 主要な拠点

国内

	名称	所在地
当社	本社	東京都千代田区
	大阪事業所	大阪市
	倉敷事業所	岡山県倉敷市
	西条事業所	愛媛県西条市
	岡山事業所	岡山市
	新潟事業所	新潟県胎内市
	鹿島事業所	茨城県神栖市
	鶴海事業所	岡山県備前市
	くらしき研究センター	岡山県倉敷市
	つくば研究センター	茨城県つくば市
当社グループ会社	クラレトレーディング株式会社	大阪市
	クラレノリタケデンタル株式会社	東京都千代田区
	クラレプラスチック株式会社	大阪市
	クラレエンジニアリング株式会社	大阪市
	クラレテクノ株式会社	大阪市
	クラレクラフレックス株式会社	大阪市
	クラレファスニング株式会社	大阪市

【ご参考】連結売上高（国・地域別）

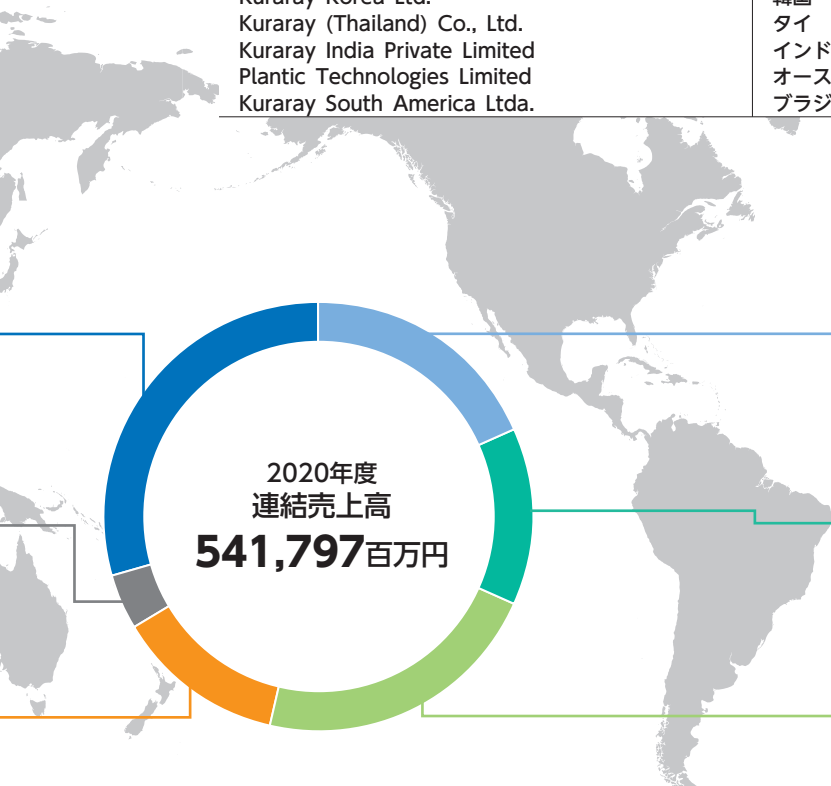


(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により、米国、中国、欧州、アジア、その他に区分しています。

(注) 2. 連結売上高（国・地域別）は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

海外

名称	所在地
Kuraray America, Inc.	米国
KAI Corporate R&D	米国
MonoSol, LLC	米国、英国
Calgon Carbon Corporation	米国、英国、イタリア、ベルギー、フランス、中国
Kuraray Europe GmbH	ドイツ
EVAL Europe N.V.	ベルギー
OOO TROSIFOL	ロシア
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール
可楽麗管理（上海）有限公司	中国
可楽麗亜克力（張家港）有限公司	中国
可楽麗香港有限公司	香港
Kuraray Korea Ltd.	韓国
Kuraray (Thailand) Co., Ltd.	タイ
Kuraray India Private Limited	インド
Plantic Technologies Limited	オーストラリア
Kuraray South America Ltda.	ブラジル



米国

売上高 **100,300**百万円構成比 **18.5%**

中国

売上高 **72,568**百万円構成比 **13.4%**

欧州

売上高 **118,641**百万円構成比 **21.9%**

12. 従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前期末比増減（名）
ビニルアセテート	4,145	+33
イソプレン	935	+38
機能材料	3,015	+37
繊維	1,418	△5
トレーディング	351	+4
その他	1,128	△2
全社（共通）	227	△1
合計	11,219	+104

13. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	23,977百万円
株式会社中国銀行	17,708百万円
株式会社みずほ銀行	17,044百万円
株式会社日本政策投資銀行	16,000百万円
日本生命保険相互会社	15,500百万円

（注）1. 上記の借入残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。

（注）2. 上記のほか、シンジケートローンによる借入が85,000百万円あります。

14. その他クラレグループの現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

1,000,000,000株

2. 発行済株式の総数

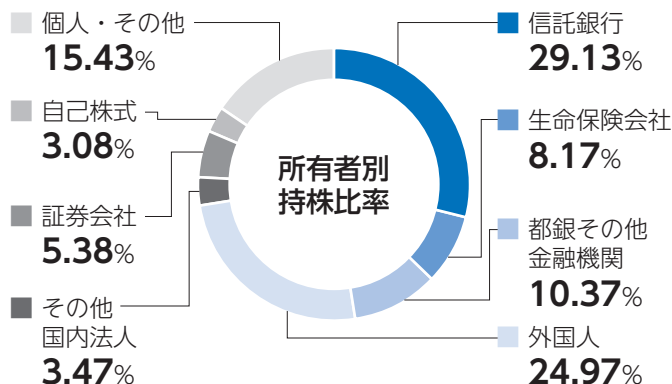
354,863,603株

(自己株式 10,940,270株を含む)

3. 株主数

61,980名

4. 大株主



株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	42,363	12.32
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	24,280	7.06
全国共済農業協同組合連合会	10,882	3.16
日本生命保険相互会社	10,448	3.04
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	7,253	2.11
明治安田生命保険相互会社	5,969	1.74
SMBC日興証券株式会社	5,270	1.53
JP MORGAN CHASE BANK 385781	5,093	1.48
クラレ従業員持株会	4,965	1.44
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	4,891	1.42

(注)「出資比率」は自己株式(10,940,270株)を控除して計算しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末における当社役員の新株予約権の保有状況

①保有する新株予約権の数

338個

②目的となる株式の種類および数

普通株式 169,000 株（新株予約権1個につき500株）

③当社役員の保有状況

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2013年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2013年5月15日～ 2028年5月14日	1,482円 1円	12個	4名
	2014年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年5月15日～ 2029年5月14日	1,119円 1円	14個	4名
	2015年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2015年2月17日～ 2030年2月16日	1,352円 1円	18個	4名
	2016年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2016年2月10日～ 2031年2月9日	1,200円 1円	34個	4名
	2017年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2017年2月9日～ 2032年2月8日	1,538円 1円	53個	6名
	2018年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2018年2月15日～ 2033年2月14日	1,761円 1円	37個	7名
	2019年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年2月14日～ 2034年2月13日	1,466円 1円	64個	7名
	2020年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2020年2月14日～ 2035年2月13日	1,314円 1円	84個	7名

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者数
社外取締役	2014年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年5月15日～ 2029年5月14日	1,119円 1円	2個	1名
	2015年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2015年2月17日～ 2030年2月16日	1,352円 1円	2個	1名
	2016年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2016年2月10日～ 2031年2月9日	1,200円 1円	2個	1名
	2017年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2017年2月9日～ 2032年2月8日	1,538円 1円	4個	2名
	2018年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2018年2月15日～ 2033年2月14日	1,761円 1円	4個	2名
	2019年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年2月14日～ 2034年2月13日	1,466円 1円	4個	2名
	2020年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2020年2月14日～ 2035年2月13日	1,314円 1円	4個	2名

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

(注) 2. 株式報酬型ストックオプションの発行に際し、上記払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

(注) 3. 上記には当社執行役員を兼ねている者に執行役員分として交付した新株予約権（株式報酬型ストックオプション）が含まれております。

(注) 4. 監査役が保有する新株予約権はありません。

2. 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

①発行した新株予約権の数

43個

②目的となる株式の種類および数

普通株式 21,500 株（新株予約権1個につき500株）

③当社使用人への交付状況

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	交付者数
当社 執行役員	2020年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2020年2月14日～ 2035年2月13日	1,314円 1円	43個	11名

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

(注) 2. 「2020年2月発行新株予約権」の発行に際し、上記払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

(注) 3. 上記には当社取締役を兼ねている者に交付した新株予約権は含まれておりません。

4 当社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	伊 藤 正 明	
取締役 (代表取締役) (専務執行役員)	早 瀬 博 章	当社ビニルアセテートフィルムカンパニー長
取締役 (専務執行役員)	佐 野 義 正	当社繊維カンパニー長、大阪事業所担当
取締役 (常務執行役員)	阿 部 憲 一	当社イソプレレンカンパニー長
取締役 (常務執行役員)	川 原 仁	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー長
取締役 (常務執行役員)	多 賀 敬 治	当社経営企画室担当、CSR本部担当、管理部門担当、経営企画室長
取締役 (常務執行役員)	マティアス グトヴァイラー	Kuraray Europe GmbH社長
取締役 (常務執行役員)	高 井 信 彦	当社機能材料カンパニー長、機能材料カンパニー 炭素材料事業部長
取締役	浜 口 友 一	FPT CORPORATION, Director
取締役	浜 野 潤	公益財団法人大原記念労働科学研究所 理事長、 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 代表理事副理事長
取締役	村 田 啓 子	東京都立大学 大学院 経営学研究科 教授
取締役	田 中 聡	積水ハウス株式会社社外取締役
常勤監査役	中 山 和 大	
常勤監査役	山 根 幸 則	
監査役	永 濱 光 弘	アズビル株式会社社外取締役、東京建物株式会社社外取締役、 日本精工株式会社社外取締役
監査役	谷 津 朋 美	弁護士（TMI総合法律事務所パートナー）、SMBC日興証券株式会 社社外取締役、株式会社IHI社外監査役
監査役	小 松 健 次	富士通コンポーネント株式会社社外取締役副社長

(注) 1. 取締役のうち、浜口友一、浜野 潤、村田啓子、田中 聡の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注) 2. 監査役のうち、永濱光弘、谷津朋美、小松健次の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注) 3. 監査役永濱光弘氏は、長年金融証券業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役谷津朋美氏は、公認会計士資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 4. 当社は、取締役浜口友一、浜野 潤、村田啓子、田中 聡および監査役永濱光弘、谷津朋美、小松健次の各氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

(注) 5. 当社とFPT CORPORATIONとの間には特別な関係はないため、浜口友一氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。

- (注) 6. 当社と公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構との間には特別な関係はありません。また、当社は、CSR活動の一環として、公益財団法人大原記念労働科学研究所の研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っておりますが、当該会費の年間支払額は1百万円未満であり、浜野 潤氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 7. 当社と東京都立大学との間には特別な関係はないため、村田啓子氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 8. 当社と積水ハウス株式会社との間には特別な関係はないため、田中 聡氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 9. 当社とアズビル株式会社、東京建物株式会社および日本精工株式会社との間には特別な関係はないため、永濱光弘氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 10. 当社とTMI総合法律事務所、SMBC日興証券株式会社および株式会社IHIとの間には特別な関係はないため、谷津朋美氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 11. 当社と富士通コンポーネント株式会社との間には特別な関係はないため、小松健次氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
- (注) 12. 取締役の地位について、2021年1月1日付にて次のとおり一部変更しました。

地位	氏名
取締役会長	伊 藤 正 明
取締役社長 (代表取締役)	川 原 仁

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社は社外取締役および監査役の全員と責任限定契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりです。

社外取締役および監査役は当該契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

3. 役員の報酬等の総額

	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (5名)	355百万円 (49百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	84百万円 (28百万円)

- (注) 1. 上記のほか、2020年1月22日開催の取締役会の決議に基づき、取締役12名に対しストックオプション報酬としての新株予約権49百万円（うち社外取締役3名 3百万円）を、また、執行役員を兼ねている取締役8名に対し、執行役員分のストックオプション報酬として新株予約権32百万円を付与しております。
- (注) 2. 上記の支給人員には、2020年3月26日開催の当社第139回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名、監査役1名を含んでおります。
- (注) 3. 2006年6月28日開催の当社第125回定時株主総会および2012年6月22日開催の当社第131回定時株主総会において、当社の役員報酬について次のとおり決議されております。
- | | |
|-------------------------|-------------|
| ①取締役報酬額 | 年額 800百万円以内 |
| ②取締役ストックオプション報酬額（①とは別枠） | 年額 90百万円以内 |
| ③監査役報酬額 | 年額 100百万円以内 |

[ご参考]

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬等は、長期的・持続的な企業業績および企業価値の向上を実現させるため、職責に相応しい有能な取締役の確保・定着も考慮した競争力のある報酬水準および報酬体系とすることを基本方針とし、①職責に応じた基本報酬としての定額報酬、②単年度の業績の達成を目指すためのインセンティブとしての業績連動型報酬、および③適正な会社経営を通じた中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を図ることを目的とした株式報酬の3つの部分により構成します。ただし、社外取締役については独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから定額報酬のみとし、業績連動型報酬や株式報酬は設けません。

具体的な報酬水準と報酬体系については、専門性のある外部調査機関が行う東京証券取引所市場第一部上場企業等を対象にした役員報酬調査の結果と従業員最上位職の給与を参考にしつつ、社外役員と社外有識者を中心とする経営諮問委員会が、適切な報酬水準・体系であるかを検証・審議したうえで、その結果を取締役会に答申します。取締役会は、当該答申を十分に勘案し、報酬水準と報酬体系を決定するものとします。

2. 報酬等を与える時期

上記1に記載の報酬等を与える時期は以下のとおりとします。

報酬等の種類	報酬を与える時期
定額報酬 (金銭報酬)	月例の固定報酬として支給します。
業績連動型報酬 (金銭報酬)	賞与として毎年1回一定の時期に支給します。
譲渡制限付株式報酬 ^{*1、*2} (株式報酬)	毎年1回一定の時期に支給します。

*1 譲渡制限付株式報酬は、2021年3月開催の定時株主総会において、従来のストックオプションに代わり、新たに導入する予定です。

*2 国内非居住の取締役には、譲渡制限付株式報酬に代えて、株価連動型金銭報酬（ファントムストック）を支給し、当該取締役の退任時に、退任時の株価に連動させた金銭報酬を支払うものとします。

3. 報酬等の決定方法

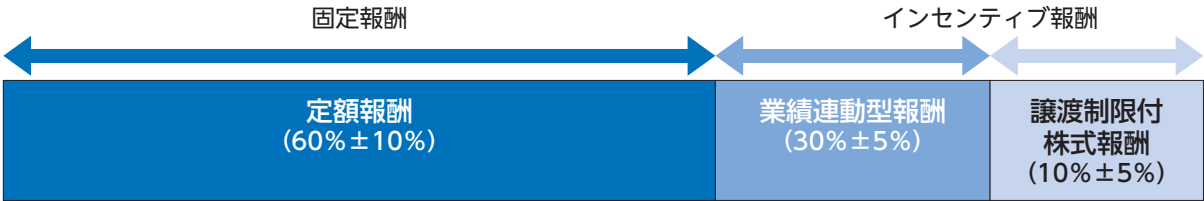
1) 取締役の報酬等の総額の限度額

当社の取締役の報酬等の総額は、下表の限度額の範囲とします。

	報酬等の種類	総額限度額	決議
①	定額報酬および 業績連動型報酬	年額 800百万円以内	第131回定時株主総会
②	譲渡制限付株式報酬（①とは別枠）	年額 90百万円以内、かつ 年間 60千株以内	第140回定時株主総会 (予定)

2) 報酬等の割合

各取締役における報酬等の種類ごとの割合は、以下の割合を目安とします。(年初目標達成時の場合)



3) 報酬等の額の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の額の決定方法の方針は、下表のとおりとします。定額報酬および業績連動型報酬については、社外役員と社外有識者を中心とする経営諮問委員会において、各算定方法に基づき算出された金額を客観的な立場で評価し、その結果を取締役会に答申します。取締役会は、当該答申の内容を十分に勘案したうえで、各取締役の報酬額を決定します。

また、譲渡制限付株式報酬については、算定方法に基づき算定し、各取締役の付与数を取締役会で決議して決定します。

報酬等の種類	決定方法等								
定額報酬 (金銭報酬)	(社長) 社長の定額報酬月額は、管理職最上位者の定例給与月額の約6倍とします。								
	(社長以外の取締役) 社長の定額報酬に役位別に定められた報酬指数を乗じて算出します。								
	〈取締役の役位別報酬指数〉								
	<table><tr><td>社長</td><td>会長</td><td>専務執行役員</td><td>常務執行役員</td></tr><tr><td>100</td><td>90</td><td>65</td><td>55</td></tr></table>	社長	会長	専務執行役員	常務執行役員	100	90	65	55
	社長	会長	専務執行役員	常務執行役員					
	100	90	65	55					
社長以外の取締役で代表権を有する場合は5ポイント加算します。									
なお、社外取締役は、東京証券取引所市場第一部上場企業等の社外取締役の報酬水準を参照して決定します。									

報酬等の種類	決定方法等					
業績連動型報酬 (金銭報酬)	(社長) 業績連動型報酬（賞与）を算定する指標は、事業運営と会社経営の結果を顕著に表す「親会社株主に帰属する当期純利益」とし、以下の算式により算定した金額を支給します。 支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000× 全社業績反映率100%					
	(社長以外の取締役) 社長の業績連動型報酬（賞与）に、定額報酬と同様の役位別報酬指数を乗じて算出した金額を支給します。ただし、事業部門を担当する取締役は、事業業績を最大化するためのインセンティブとして、全社業績反映は80%としたうえで、別途、所管する事業部門の業績反映を行い、事業業績加算として+0%～+40%の範囲内で加算を行い支給します。					
	業績連動型報酬（賞与）の算式					
	<table><tr><th>対象</th><th>算式</th></tr><tr><td>コーポレート部門を担当する取締役</td><td>支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数*¹／100×全社業績反映率100%</td></tr><tr><td>事業部門を担当する取締役</td><td>支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数／100×（全社業績反映率80%＋事業業績加算率*²0%～40%）</td></tr></table>	対象	算式	コーポレート部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数* ¹ ／100×全社業績反映率100%	事業部門を担当する取締役
対象	算式					
コーポレート部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数* ¹ ／100×全社業績反映率100%					
事業部門を担当する取締役	支給額＝親会社株主に帰属する当期純利益×0.75／1000×役位別報酬指数／100×（全社業績反映率80%＋事業業績加算率* ² 0%～40%）					
	* 1 役位別報酬指数は、定額報酬の役位別報酬指数と同一とします。 * 2 事業業績加算率は、担当する事業セグメントの売上高と営業利益の計画達成率と、営業利益の対前年度増減度等を評価して算出します。					
譲渡制限付株式報酬* ¹ (株式報酬)	(社長) 社長の職責と他企業の報酬水準を考慮した株式数を割当てます。 (社長以外の取締役) 役位別に定められた株式数を割当てます。役位別割当数は、株主との価値共有を図る観点から、高役位者ほど多く割当てよう設計します。 なお、譲渡制限の解除は退任時とします。					

* 1 国内非居住の取締役の株価連動型金銭報酬（ファントムストック）は、役位別の譲渡制限付株式と同数のポイントを割当て、2. 報酬等を与える時期に記載のとおり、退任時に、退任時の株価に連動させた金銭報酬を支払うものとします。

4. 当社社外役員に関する事項

① 社外役員の活動状況

	取締役会および監査役会への出席状況	活動状況
取締役 浜 口 友 一	取締役会100% (14回/14回)	主に企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 浜 野 潤	取締役会100% (14回/14回)	主に内閣府等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 村 田 啓 子	取締役会100% (10回/10回)	主に内閣府、大学院等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 田 中 聡	取締役会100% (10回/10回)	主にグローバルな企業経営に深く携わった経験と実績から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
監査役 永 濱 光 弘	取締役会100% (14回/14回) 監査役会100% (14回/14回)	主に金融機関における豊富な経験および他の企業での社外役員としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。
監査役 谷 津 朋 美	取締役会100% (14回/14回) 監査役会100% (14回/14回)	主に公認会計士、弁護士としての経験および他の企業での社外役員としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。
監査役 小 松 健 次	取締役会100% (14回/14回) 監査役会100% (14回/14回)	主に国内外の多くの企業の経営に携わった経験と実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。

(注) 取締役村田啓子および田中 聡の両氏については、2020年3月26日就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

② 上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社社外役員に関して、会社法施行規則第124条に基づき記載すべき事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 当事業年度末における当社会計監査人

PwCあらた有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

PwCあらた有限責任監査法人に対する当事業年度に係る会計監査人報酬等は次のとおりです。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る監査報酬等の額 | 107百万円 |
| ②当社と当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 135百万円 |

(注) 1. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していないので、①の金額は金融商品取引法に基づく報酬等の金額を含めております。

3. 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち11社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると監査役全員が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任することとします。また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定します。

5. 上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社会計監査人に関して、会社法施行規則第126条に基づいて記載すべき事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会が、定款および取締役会規則その他の社内規定に基づき、当社グループの経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。取締役会の監督機能を強化するため、2名以上の社外取締役を選任する。
- ②取締役の指名・報酬等の経営の重要事項に関する意思決定の透明性・公正性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、社外役員および社外有識者を中心とする「経営諮問委員会」を置く。
- ③CSRの視点に立った企業活動の推進のため、経営会議の下部機関としてCSR委員会を置く。
- ④法令遵守に関する方針をクラレグループ行動規範として定める。当社グループとしての体系的なコンプライアンス体制の整備・運用を行うため、社長直轄のリスク・コンプライアンス委員会を置く。
- ⑤当社グループ内の不正・違法行為および倫理に反する行為を早期に発見し、自主的な解決を図るための内部通報窓口として、クラレグループ社員相談室およびグローバル・コンプライアンス・ホットラインを設置する。また、経営陣から独立した内部通報窓口として、監査役ホットラインを設置する。
- ⑥独占禁止法違反の未然防止を図るため、当社グループ各社の役員および使用人に対し定期的に教育・研修を実施し、独占禁止法に関する社内指針を周知するとともに、遵守状況のモニタリングを定常的に行う体制をとる。
- ⑦業務監査室は、内部監査規定に従って、当社グループ内における業務執行の状況を監査する。
- ⑧金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムを整備し、適切に運用する。
- ⑨反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことをクラレグループ行動規範に定め、グループ内で周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他主要会議の議事録・資料および稟議書・伺書等の取締役の職務執行に係る記録は、法令および社内規定に従い適切に保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① グループリスク管理規定に基づき、グループ全体の体系的なリスク管理を行う。
- ② 当社グループの事業活動に関連して重大な危機が発生した場合には、緊急対策本部運営規定に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、対策にあたる。
- ③ 大規模災害等の重大な危機を想定し、事業中断を最小限にとどめるための事業継続計画(BCP)を事業部ごとに策定し、定期的に見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの経営上の重要事項に関する取締役会への付議や社長の決裁に際しては、経営会議や各種委員会において事前審議を行い、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
- ② 取締役会が選任した執行役員等にカンパニー、事業部および主要職能組織の長として事業運営の権限を与え、各組織における業務執行を適正かつ効率的に行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 中期経営計画や年度経営計画に定めるグループ全体の経営方針に沿って当社グループ各社の事業運営を行う。当社グループ各社は、国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に基づき、重要な事項については当社取締役会または経営会議への付議・報告を行う。
- ② 国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に当社グループ各社の決裁基準を定め、適正かつ効率的に運営する。また、当社グループ内の意思疎通を図り一体運営を促進するため、当社社長と当社グループ各社の社長との連絡会を適宜開催する。
- ③ フラレグループ行動規範に基づき、当社グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が適切になされる体制とする。また、当社から当社グループ各社に役員を派遣し、各社の取締役および使用人の業務執行について監督するとともに、業務監査室が内部監査規定に従って内部監査を実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため監査役スタッフを置く。監査役スタッフは、監査役の指揮命令を受けることとし、監査役スタッフの人事・処遇については人事担当取締役と監査役が協議のうえ決定する。

- (7) 当社の監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会への出席、重要な子会社の社長との連絡会等を通じて当社および当社グループ各社の業務執行状況の報告を受ける。
 - ② 業務監査室は、当社および当社グループ各社内部監査の状況について定期的に監査役会に報告を行う。
 - ③ 当社および当社グループ各社の役員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な問題を発見した場合、速やかに監査役に報告する。また、監査役は、当社および当社グループ各社の使用人に対し、これらの事項に関し必要に応じ報告を求めることができる。
 - ④ 当社および当社グループ各社の使用人は、これらの事項を監査役ホットラインを通じて監査役に通報することができる。
 - ⑤ 上記の報告および通報を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いをしない旨を社内規定に定める。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支払い精算等の請求をしたときは、その内容が特に不合理なものでない限り、遅滞なく支払処理を行う。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換するため代表取締役と定期的に会合を持ち、また、取締役、執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施する。

2. 当該体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における主な整備・運用の状況の概要は以下のとおりです。

- (1) コンプライアンスに関する取り組み
- ① コンプライアンス意識向上を目指し、国内グループ会社の課長（含、グループリーダー）以上を対象にワークショップ形式によるオンラインセミナーを実施し、その後各部・課長が講師となり所属部署の全部員に対して教育を実施しました。
 - ② 実効性のある独占禁止法遵守体制を確立するため、クラレグループ全体として遵守プログラムの整備・強化を進めています。2020年度は、国内・海外グループ各社を対象に遵守プログラムの評価・見直しを行い、関連諸規定の整備、役員および営業関連の全社員を対象とした教育・研修、事業毎のリスクアセスメント、入札参加部署への監査を含む諸施策を実施しました。
 - ③ 業務監査室は、当社および当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための内部統制システム（J-SOX）の整備・運用状況についても評価を実施しました。その内容についてPwCあらた有限責任監査法

人の監査を受け、結果を取締役会に報告しました。コロナ禍で在宅勤務が拡大する中、書類・印鑑を用いない承認のあり方について、監査法人とともに検討を行いました。

(2) リスク管理に関する取り組み

①グループリスク管理規定に基づき、国内外の各組織においてリスクの自己評価を実施し、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、社長が重大な経営リスクを特定、リスク毎に統括責任者を選定し、リスクの回避・軽減のための対策を進めております。2020年11月に、当社グループリスク管理における2021年度の重点課題として以下を定めました。

- (i) 保安事故の発生リスク低減のため、特に海外プラントについて安全設計のみならず人材育成を含む管理面（運転管理、設備管理）を総点検し、把握した課題に対し実効性の高い対策を確立する。
- (ii) グローバルに統一したレベルの機密情報管理体制を整備し、データの保全対策を順次強化する。
- (iii) 独占禁止法についてグローバルに構築した独禁法遵守プログラムを確実に運用し、再発防止を徹底する。
- (iv) COVID-19の緊急対応を踏まえ感染予防策・感染拡大防止策等を徹底し、パンデミックに対応した事業継続を確実なものとする。

②世界的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020年1月に本社に管理部門担当をリーダーとする対策チームを立上げ、国内外グループの感染者の把握、感染防止対策の企画・実施、感染者発生時の社内外への開示を継続的に実施しています。また、当社本社および大阪事業所勤務の全社員を対象として、大規模自然災害（地震・水害）の発生を想定した安否確認訓練を実施したほか、新潟事業所における漏洩事故を想定した緊急時社内・外部対応訓練を本社緊急対策本部と事業所が共同で実施しました。さらに、感染症の拡大等により本社集合が困難な状況に備え、リモート会議システムを用いた緊急対策本部の設置手順を整備しました。

(3) 企業集団の内部統制に関する取り組み

- ①社外役員5名および社外有識者2名を委員とする「経営諮問委員会」を2回開催し、取締役会の諮問機関として、取締役候補者および役員報酬等について審議し、その結果を取締役会に答申・報告しました。
- ②当社グループ各社は、中期経営計画や年度経営計画に定めたグループ全体の経営方針に沿って事業運営を行っています。当社グループ各社における重要な事項については、国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に基づき、適宜当社取締役会または経営会議への付議・報告を行いました。

(4) 監査役の監査体制に関する取り組み

監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について代表取締役と意見交換を行うとともに、各業務執行取締役、執行役員および重要な使用人へのヒアリングを実施しました。

以 上

(注) 本事業報告に記載の<>を付した名称は、当社グループ製品の商標です。

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2019.12.31現在)	当連結会計年度 (2020.12.31現在)	科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2019.12.31現在)	当連結会計年度 (2020.12.31現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	394,732	461,202	流動負債	201,670	195,053
現金及び預金	72,014	184,319	支払手形及び買掛金	39,883	36,161
受取手形及び売掛金	121,166	117,172	短期借入金	34,864	34,509
有価証券	33,341	7,924	コマーシャル・ペーパー	24,000	20,000
商品及び製品	101,628	86,555	1年内償還予定の社債	—	20,000
仕掛品	15,679	14,105	未払費用	50,491	17,956
原材料及び貯蔵品	34,696	31,968	未払法人税等	4,307	6,621
その他	16,661	19,596	賞与引当金	6,578	6,745
貸倒引当金	△455	△439	その他の引当金	226	202
固定資産	596,416	590,382	その他	41,317	52,856
有形固定資産	414,793	429,391	固定負債	250,933	341,050
建物及び構築物	79,629	84,604	社債	50,000	60,000
機械装置及び運搬具	205,974	200,152	長期借入金	128,001	206,881
土地	22,062	22,204	繰延税金負債	13,743	11,218
建設仮勘定	82,071	97,451	役員退職慰労引当金	347	375
その他	25,055	24,978	環境対策引当金	3,692	3,364
無形固定資産	129,934	111,049	退職給付に係る負債	22,203	25,449
のれん	61,357	51,105	資産除去債務	4,671	4,383
顧客関係資産	33,062	28,800	その他	28,273	29,376
その他	35,514	31,143	負債合計	452,604	536,103
投資その他の資産	51,688	49,941	純資産の部		
投資有価証券	28,770	25,477	株主資本	508,156	496,177
長期貸付金	189	140	資本金	88,955	88,955
退職給付に係る資産	1,977	2,097	資本剰余金	87,197	87,178
繰延税金資産	13,506	14,652	利益剰余金	348,289	336,050
その他	7,272	7,597	自己株式	△16,286	△16,006
貸倒引当金	△28	△24	その他の包括利益累計額	16,995	2,620
資産合計	991,149	1,051,584	その他有価証券評価差額金	7,922	6,847
			繰延ヘッジ損益	△263	△376
			為替換算調整勘定	14,575	1,470
			退職給付に係る調整累計額	△5,238	△5,321
			新株予約権	663	328
			非支配株主持分	12,729	16,354
			純資産合計	538,545	515,481
			負債純資産合計	991,149	1,051,584

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	前連結会計年度（ご参考） (2019.1.1～2019.12.31)	当連結会計年度 (2020.1.1～2020.12.31)
売上高	575,807	541,797
売上原価	395,125	376,386
売上総利益	180,682	165,411
販売費及び一般管理費	126,508	121,069
営業利益	54,173	44,341
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,006	777
持分法による投資利益	361	257
その他	1,551	1,516
営業外収益合計	2,919	2,550
営業外費用		
支払利息	1,398	1,442
為替差損	2,090	514
固定資産廃棄損	1,012	997
その他	4,320	4,198
営業外費用合計	8,822	7,152
経常利益	48,271	39,740
特別利益		
受取保険金	11,374	1,642
投資有価証券売却益	1,723	937
新株予約権戻入益	—	285
環境対策引当金戻入額	1,009	—
特別利益合計	14,107	2,866
特別損失		
訴訟関連損失	50,590	23,196
事業整理損	—	5,189
操業休止関連費用	722	4,460
固定資産廃棄損	1,397	632
減損損失	3,668	—
関係会社整理損	1,242	—
災害損失	1,003	—
投資有価証券評価損	860	—
特別損失合計	59,484	33,479
税金等調整前当期純利益	2,893	9,127
法人税、住民税及び事業税	15,054	8,367
法人税等調整額	△11,243	△2,551
法人税等合計	3,810	5,815
当期純利益又は当期純損失（△）	△916	3,311
非支配株主に帰属する当期純利益	1,039	740
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△1,956	2,570

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	(ご参考) 前事業年度 (2019.12.31現在)	当事業年度 (2020.12.31現在)	科 目	(ご参考) 前事業年度 (2019.12.31現在)	当事業年度 (2020.12.31現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	279,340	389,937	流動負債	218,161	293,533
現金及び預金	49,645	162,679	支払手形	894	597
受取手形	1,390	1,367	買掛金	19,384	18,253
売掛金	55,403	56,288	短期借入金	34,051	33,700
有価証券	33,003	6,000	コマーシャル・ペーパー	24,000	20,000
商品及び製品	31,710	28,139	1年内償還予定の社債	—	20,000
仕掛品	9,401	8,387	リース債務	415	410
原材料及び貯蔵品	12,423	10,207	未払金	17,167	17,579
短期貸付金	82,233	115,851	未払費用	2,108	2,084
未収入金	5,782	3,527	未払法人税等	1,815	4,391
その他	2,781	5,370	預り金	114,805	173,204
貸倒引当金	△4,434	△7,882	賞与引当金	2,547	2,422
固定資産	510,582	556,099	その他	971	890
有形固定資産	159,778	164,787	固定負債	184,109	265,006
建物	36,134	41,191	社債	50,000	60,000
構築物	8,247	8,880	長期借入金	120,000	190,000
機械装置	62,839	70,795	リース債務	1,202	1,053
車両運搬具	46	42	退職給付引当金	6,766	8,592
工具器具備品	2,869	4,075	環境対策引当金	3,635	3,318
土地	9,320	9,325	資産除去債務	1,424	1,025
リース資産	1,502	1,337	その他	1,079	1,016
建設仮勘定	38,817	29,140	負債合計	402,270	558,540
無形固定資産	7,894	7,588	純資産の部		
ソフトウェア	5,593	4,668	株主資本	379,255	380,493
施設利用権	150	145	資本金	88,955	88,955
ソフトウェア仮勘定	2,138	2,764	資本剰余金	87,172	87,153
その他	11	9	資本準備金	87,098	87,098
投資その他の資産	342,910	383,723	その他資本剰余金	73	54
投資有価証券	22,316	19,379	利益剰余金	219,414	220,392
関係会社株式	306,639	348,801	利益準備金	6,569	6,569
出資金	219	206	その他利益剰余金	212,844	213,822
長期貸付金	191	68	特別償却積立金	97	88
繰延税金資産	7,149	8,984	圧縮記帳積立金	2,294	2,156
前払年金費用	2,731	2,824	別途積立金	85,000	85,000
その他	3,753	3,546	繰越利益剰余金	125,451	126,576
貸倒引当金	△91	△88	自己株式	△16,286	△16,006
資産合計	789,923	946,036	評価・換算差額等	7,733	6,674
			その他有価証券評価差額金	7,737	6,670
			繰延ヘッジ損益	△4	4
			新株予約権	663	328
			新株予約権	663	328
			純資産合計	387,653	387,496
			負債純資産合計	789,923	946,036

損益計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	前事業年度（ご参考） (2019.1.1～2019.12.31)	当事業年度 (2020.1.1～2020.12.31)
売上高	236,315	220,812
売上原価	153,272	143,975
売上総利益	83,042	76,837
販売費及び一般管理費	50,862	48,863
営業利益	32,180	27,973
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,657	4,725
その他	3,296	4,054
営業外収益合計	8,954	8,780
営業外費用		
支払利息	2,120	2,107
その他	6,294	4,170
営業外費用合計	8,415	6,277
経常利益	32,719	30,476
特別利益		
投資有価証券売却益	1,407	937
新株予約権戻入益	—	285
環境対策引当金戻入額	1,009	—
特別利益合計	2,416	1,223
特別損失		
減損損失	312	5,012
関係会社貸付金貸倒引当金繰入額	—	3,755
操業休止関連費用	—	966
固定資産廃棄損	1,070	576
関係会社整理損	1,096	—
関係会社株式評価損	860	—
特別損失合計	3,339	10,310
税引前当期純利益	31,796	21,388
法人税、住民税及び事業税	7,466	7,284
法人税等調整額	322	△1,658
法人税等合計	7,789	5,626
当期純利益	24,007	15,762

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書		2021年2月16日
株式会社クラレ 取締役会 御中		
PwCあらた有限責任監査法人		
東京事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	萩 森 正 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 根 和 昭 ㊞
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラレの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

株式会社クラレ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 萩 森 正 彦 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 関 根 和 昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラレの2020年1月1日から2020年12月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月17日

株式会社クラレ 監査役会

常勤監査役 中 山 和 大 ㊞

常勤監査役 山 根 幸 則 ㊞

社外監査役 永 濱 光 弘 ㊞

社外監査役 谷 津 朋 美 ㊞

社外監査役 小 松 健 次 ㊞

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

株主総会会場ご案内図

会場

オークラ東京 (旧 ホテルオークラ東京)

オークラプレステージタワー 2階 「オーチャード」

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号 ☎ (03) 3582-0111 (ホテル代表番号)



地下鉄の最寄り下車駅

- 日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」 出口A1・A2 徒歩5分
 ● 銀座線・南北線「溜池山王駅」 出口14 徒歩10分
 ● 日比谷線「神谷町駅」 出口4b 徒歩6分
 ● 南北線「六本木一丁目駅」 改札口出口 徒歩7分
 ● 銀座線「虎ノ門駅」 出口3 徒歩10分

※駐車場が限られておりますので、電車等公共交通機関をご利用ください。

株主総会にご出席の株主様への来場記念品のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 クラレ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。